

日常生活用具の品目・対象要件等

総合等級とは、身体障害者手帳にある「身体障害者等級表による級別」に記載されている等級をいう。

個別等級とは、各障がいごとに区分された、それぞれの等級をいう。

【例】上肢障害3級（個別等級）+下肢障害4級（個別等級）=身体障害者等級表による級別2級（総合等級）

●介護・訓練支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上（個別等級） ・体幹機能障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・介護を要する者	159,200	8年
※特殊マット	【自動体圧調整機能付】 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上（個別等級） ・体幹機能障害1級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・常時介護を要する者	100,000	8年
	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上（個別等級） ・体幹機能障害1級以上（個別等級） ・療育手帳A 【要件】 ・3歳以上 ・常時介護を要する者	19,600	5年
※特殊尿器	尿の自動吸引機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害1級以上（個別等級） ・体幹機能障害1級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・常時介護を要する者	67,000	5年
※入浴担架	障がい児を担架に乗せてリフト装置で入浴させる	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上（個別等級） ・体幹機能障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・3歳以上 ・介護を要する者	82,400	5年
※体位変換器	介護者が体位を変換させるのに容易に使用できる	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上（個別等級） ・体幹機能障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・介護を要する者	15,000	5年

●介護・訓練支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※移動用リフト	介護者が身体に障がいのある方の移動を容易にできる ◆天上走行型その他住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・3歳以上	159,000	4年
訓練いす (障がい児に限る)	原則として附属のテーブルを付けるものとする	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・3歳以上	33,100	5年

●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる ◆設置にあたり住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・3歳以上 ・入浴に介助を必要とする者	90,000	8年
※便器	障がいのある方が容易に使用できる ◆住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害2級以上(個別等級) ・体幹機能障害2級以上(個別等級) 【要件】 ・6歳以上(未就学児を除く)	10,000	8年
※移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり・スロープ等)。 ◆住宅改修を伴わない	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・平衡機能障害(等級要件なし) 【要件】 ・3歳以上 ・家庭内の移動等で介助を要する者	60,000	8年
頭部保護帽 ◇入院・入所中も利用可	頭部を保護する機能	【障がい程度】 ・下肢機能障害(等級要件なし) ・体幹機能障害(等級要件なし) ・平衡機能障害(該当要件なし) 【要件】 ・歩行障害があり、転倒の危険性がある者 【障がい程度】 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳(等級要件なし) 【要件】 ・てんかんの発作等で転倒する者	36,750	3年

●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
T字状・棒状のつえ ◇入院・入所中も利用可	歩行を補助することができる	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・平衡機能障害（該当要件なし） 	3,000	3年
特殊便器	<p>温水・温風が出るもので、排便後の処理が容易にできる</p> <p>◆取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上肢機能障害2級以上（個別等級） ・療育手帳A <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳以上（未就学児を除く） ・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 	100,000	8年
火災警報器 (世帯あたり2台限度)	<p>【一般用】</p> <p>室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができる</p> <p>【聴覚障害者用】</p> <p>室内の火炎を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができる</p>	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の総合等級2級以上 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※1） <p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害2級以上（個別等級） <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※1） 	10,000 15,500	8年 8年
自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火できる	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の総合等級2級以上 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※1） 	28,700	8年
電磁調理器	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害2級以上（個別等級） ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳（等級要件なし） <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上 ・障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯（※1） 	41,000	6年

●自立生活支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
歩行時間延長信号機用小型送信器	視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	7,000	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により、知覚できる	【障がい程度】 ・聴覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・日常生活上必要と認められる聴覚に障がいのある方のみの世帯、又はこれに準ずる世帯 (※1)	87,400	10年

●在宅療法等支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度を保つ	【障がい程度】 ・じん臓機能障害3級以上（個別障害） 【要件】 ・3歳以上 ・自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	51,500	5年
ネブライザー (吸入器)		【障がい程度】 ・呼吸器機能障害（等級要件なし） ・呼吸器機能障害と同程度の身体障がいを有する者かつ、次の2つの要件を満たす重度肢体不自由者等 ①上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害による身体障害者手帳2級以上を所持者（総合等級） ②医師の意見書で身体障害者手帳の障がい及び原因疾病等により、呼吸器機能障害同等の障害のある方 【要件】 ・重度肢体不自由者は医師意見書が必要 ・退院見込の場合、退院してからの申請	36,000	5年
電気式たん吸引器 (両用器含む)	呼吸器に障がいのある方等が容易に使用できる	【障がい程度】 ・心臓機能障害（等級要件なし） ・呼吸器機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・在宅酸素療法を行う者	56,400	5年
酸素ボンベ運搬車	障がいのある方が容易に使用できる		17,000	10年

●在宅療法等支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
盲人用体温計 (音声式)	体温を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	9,000	5年
盲人用体重計 (音声式)	体重を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	18,000	5年
盲人用血圧計 (音声式)	血圧を音声で知らせるものであり、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・視覚に障がいのある方のみの世帯と準ずる世帯（※1）	15,000	5年
動脈血中酸素飽和度測定器	【人工呼吸器装着者用】 呼吸状態を継続的にモニタリングする事が可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できる	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体に障がいのある方 【要件】 ・人工呼吸器装着者	157,500	5年
	呼吸状態を継続的にモニタリングする事が可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できる	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害4級以上又は同程度の身体に障がいのある方	52,500	5年

●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
ポータブルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であつて、視覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	85,000	6年

●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
携帯用 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又 は文章に変換する機能を 有し、障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・音声機能障害（等級要件なし）・言語機能障害（等級要件なし）・上肢機能障害、下肢機能障害、 体幹機能障害による身体障害者 手帳2級以上を所持している者 (総合等級) 【要件】 <ul style="list-style-type: none">・6歳以上（未就学児を除く）・発声・発語に著しい障がいを有 する者	98,800	5年
情報通信支援用具	視覚に障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 <ul style="list-style-type: none">・18歳以上	100,000	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害2級以上（個別等級） かつ聴覚障害2級以上（個別等級） (視覚障害かつ聴覚障害の重複重 度障害)	383,500	6年
点字器 (携帯用含む) ◇入院・入所中も利用可	視覚に障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害（等級要件なし）	13,000	7年 5年
点字 タイプライター	視覚に障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 <ul style="list-style-type: none">・本人が就労・就学している 又は就労が見込まれる者	63,100	5年
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	音声コードに記録されて いる情報を読み取り、音 声を聞くことができるも ので視覚に障がいのある 方が容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 <ul style="list-style-type: none">・6歳以上（未就学児を除く）	99,800	6年
盲人用時計 (音声式、触読式)	視覚に障がいのある方が 容易に使用できる	【障がい程度】 <ul style="list-style-type: none">・視覚障害2級以上（個別等級）	13,300	5年

●情報・意思疎通支援装

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
視覚障害者用 読書器	撮影した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有する	【障がい程度】 ・視覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	8年
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・聴覚障害（等級要件なし） ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く） ・コミュニケーション、緊急連絡時等の手段として必要な者	30,000	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚に障がいのある方用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚に障がいのある方向け緊急信号を受信するもので、聴覚に障がいのある方が容易に使用できる	【障がい程度】 ・聴覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年
人工喉頭笛式 ◇入院・入所中も利用可	利用することにより、发声が可能となる	【障がい程度】 ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・無喉頭、发声筋麻痺等により音声を発すること困難な者	5,000	4年
人工喉頭電動式 ◇入院・入所中も利用可		【障がい程度】 ・音声機能障害（等級要件なし） ・言語機能障害（等級要件なし） 【要件】 ・無喉頭、发声筋麻痺等により音声を発すること困難な者	70,100	5年
点字図書	点字により作成された図書	【障がい程度】 ・視覚障害（等級要件なし） 【要件】 ・主に点字によって情報を入手している者	点字図書 と墨字図 書の差額	-
地デジ放送が 聞けるラジオ	地上デジタル放送のテレビ音声を聴取できるラジオ	【障がい程度】 ・視覚障害2級以上（個別等級） 【要件】 ・6歳以上（未就学児を除く）	29,000	6年

●排泄管理支援用具

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
ストーマ用装具 (消化器系) ◇入院・入所中も利用可	身体に装着して排泄物を ためる用具	【障がい程度】 ・直腸機能障害（等級要件なし） (ストーマ造設者／等級要件なし)	8,858	1月
ストーマ用装具 (尿路系) ◇入院・入所中も利用可		【障がい程度】 ・ぼうこう機能障害 (ストーマ造設者／等級要件なし)	11,639	1月
紙おむつ等 ◇入院・入所中も利用可	ストーマ代替品	次のいずれかに該当する3歳以上の者(同月内におけるストーマ用装具との併用給付不可) ①ストーマ造設者で皮膚のびらん等によりストーマ用装具を装着できない者 ②脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上の身体障害者手帳かつ療育手帳Aを所持している者で排尿・排便の意思表示が困難な者 ③先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 ④先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で必要と認められる者	12,000	1月
収尿器 ◇入院・入所中も利用可	常時失禁状態にある者の 収尿のための用具	【障がい程度】 ・下肢機能障害（等級要件なし） ・体幹機能障害（等級要件なし） ・ぼうこう機能障害（等級要件なし）	8,500	1年

【注】

- 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能に準じて取り扱う。
- 難病患者等の場合、表中の障がい及び程度と同程度の障がいのある方又は障がい児であり、必要と認められるものとする。
- 紙おむつ等について、脳性麻痺等により下肢又は体幹機能障害2級以上の方も、脳原性運動機能障害(移動機能障害)2級以上とみなす。

●住宅改修

品目	主な性能	対象要件	基準額 (円)	耐用 年数
※居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	障がい者の移動等を円滑 にする用具で設置に小規 模な住宅改修を伴う	<p>【障がい程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害 3級以上（個別等級） ・体幹機能障害 3級以上（個別等級） <p>※上記障がい程度に加えて、上肢 機能障害 2級以上（個別等級） の者に限り、特殊便器（洗浄機 能付）の様式便器（一体型）へ の取り替えが可能</p>	200,000	原則 1回

※「障がいのある方のみの世帯に準ずる世帯」、「聴覚に障がいのある方のみの世帯に準ずる世帯」及び
「視覚に障がいのある方のみの世帯に準ずる世帯」は以下のとおり

- ①同一世帯の世帯員が全員単身赴任や入所で障がいのある方のみの世帯
- ②同一世帯の世帯員が就労・就学等で日中障がいのある方のみとなる世帯
- ③同一世帯の世帯員が高齢又は虚弱等で本人への支援ができない世帯